



岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第33号
令和4年3月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの財産(資源)です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



堀田(輪中の伝統的な田)

目次

令和4年度多面的機能支払交付金予算概算決定	2
令和4年度多面的機能支払交付金改正のポイント(案)について	3
東海農政局が実施した抽出検査について	5
岐阜県内の取り組み状況について	5
自己学習のススメ ~活動中の事故防止・研修の実施について~	6
領収書の形式及び交付金の支出について	11
お知らせ	12

令和4年度多面的機能支払交付金予算概算決定

令和4年度国の多面的機能支払交付金予算が概算決定されました。令和4年度当初予算は、交付金の本体部分が昨年度と同額の470億5,000万円、推進交付金部分が全国調査を実施するために5,000万円が増額され16億5,200万円、合計487億2,000万円となりました。多面的機能支払交付金予算につきましては、水土里ネットと連携して引き続き関係機関に対して要請を実施してまいります。

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 48,702 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	④農地維持支払 (共同)※1	⑤資源向上支払 (共同)※1	⑥資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び⑥は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

		(円/10a)		
項目		都府県	北海道	交付金(定額)
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40	20
		田	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	1,000	700
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	畑	600	300
		草地	80	40
		項目	都府県	北海道
広域化への支援	広域活動組織の面規模等にに応じた交付額	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
		200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農林振興局農地資源課 (03-6744-2197)

令和4年度多面的機能支払交付金 改正のポイント(案)について

令和4年度の改正ポイント(案)として、これまでの広報活動に加え、「広報活動・農的関係人口の拡大」として、地域外からの呼び込み活動も対象とされることとなりました。この改正により、多様な人材の参画が促されることを期待しております。

多面的機能支払交付金における農的関係人口の拡大について

拡充の内容

多面的機能の増進を図る活動の活動項目「広報活動」を「広報活動・農的関係人口の拡大」に改正し、地域外からの呼び込み活動も対象とすることで、地域資源の管理を広域的に担う体制整備を推進する。

資源向上支払交付金

令和4年度拡充

①施設の軽微な補修(必須)

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施。

②農村環境保全活動(必須)

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施。

③多面的機能の増進を図る活動(任意)

地域の創意工夫に基づく右記のa～iの活動を毎年度実施。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、「i: 広報活動・農的関係人口の拡大」も毎年度実施。

○多面的機能の増進を図る活動における活動項目

a: 遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	b: 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c: 地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d: 防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e: 農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f: やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
g: 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	
h: a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
i: 広報活動・農的関係人口の拡大 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新、地域外からの呼び込み等の活動を行うこと。	

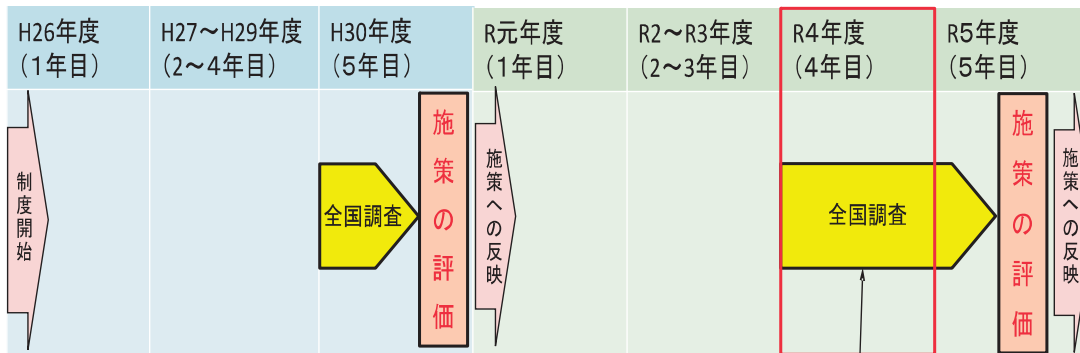
令和4年度拡充

令和4年度多面的機能支払交付金 改正のポイント(案)について

多面的機能支払交付金の効果と活動の実施体制等を把握し施策へ反映を行うため、5年に1回全国調査が行われております。前回は5年目に全国調査を実施しておりましたが、今回は余裕をもって調査するため4年目に全国調査が実施されることとなりました。

多面的機能支払交付金の効果や取組状況等の調査について

- 制度開始から5年目となる平成30年度に施策の評価を実施したところ。
- 平成30年度の施策の評価から5年が経過する令和5年度に施策の評価を行うため、令和4年度に全国調査を実施する必要。



○全国調査の内容

活動の実施体制や活動時間の把握、加算措置の効果・課題、農振農用地以外の対象農用地における詳細調査、長寿命化の実施状況と効果の把握等

※参考

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針(平成27年農林水産省告示第756号)

第三 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項

四 その他

国は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価を行うための第三者機関を設置する。

○多面的機能支払交付金実施要綱

第3 実施体制

1 国の役割

国は、(中略)本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、第三者機関を設置することとする。

東海農政局が実施した抽出検査について

令和3年11月8日～12月8日実施の抽出検査で指導助言があった内容について、主な6点をご報告いたします。活動の参考にしてください。

1. 活動中の事故防止について

■今年度は特に活動中の事故が多いため、安全研修を実施して事故防止に努めること

2. 台帳の不備について

■長寿命化で更新した箇所については、財産管理台帳を整備すること

3. 書類の保管について

■契約書類等は委託先ではなく、組織で保管すること

■組織の活動に関連しない町内会等の書類は、別で保管すること

4. 契約行為について

■各市町村の基準で見積書の取得や入札を行うこと

5. 業務委託後の完了検査について

■出来高不足とならないように、完成後に延長測定等を実施すること

6. 不祥事等の未然防止と事務負担軽減について

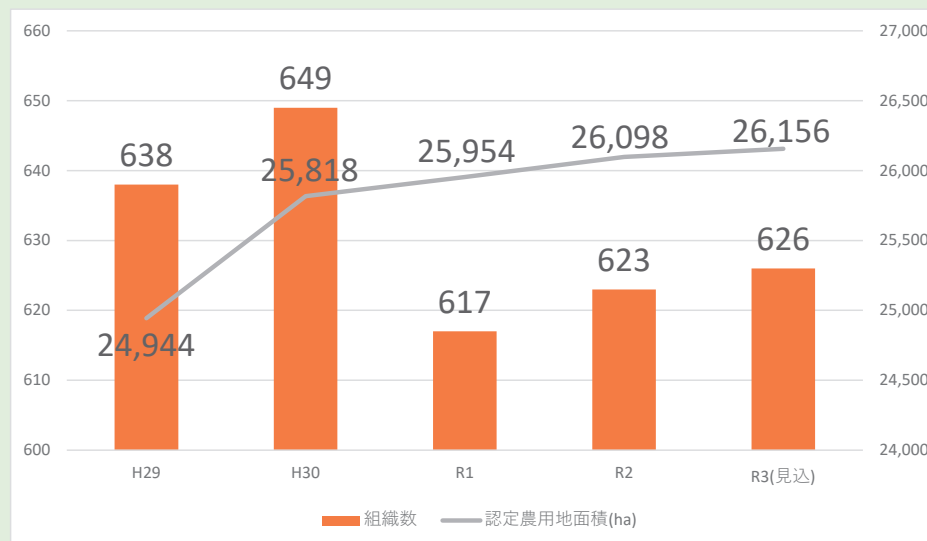
■通帳を会計担当、銀行印を代表等分けて管理を行い、相互チェックをすること

■総会が書面議決の場合であっても、賛否集計をすること

■事務支援ソフトの使用を検討してはどうか

岐阜県内の取り組み状況について

岐阜県内の多面的機能支払交付金取り組み状況についてご紹介します。活動期間の終了等により組織数が減少した年もありますが、それをカバーする新規組織の設立等により、岐阜県内の取り組み面積(認定農用地面積)は増加傾向にあります。引き続き、組織の皆様方には取り組み面積の拡大にご協力をお願いします。



自己学習のススメ

～活動中の事故防止・研修の実施について～

活動中の事故防止について

令和3年度中に多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故が**前年度に発生した件数を大幅に超えており**、活動内容では、**草刈り中の事故が3分の2以上**を占めています。活動組織の皆様には、この広報誌に掲載した安全のしおりや昨年度市町村に配布した草刈り研修用DVD等を参考にいただき、事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

*安全のしおりは冊子もご用意しております。必要な方は市町村を通じて協議会までお問合せください。

機械の安全使用に関する研修、機能診断・補修技術等に関する研修について

協議会では、研修用の貸出DVDを各市町村へ配布、また各組織に研修用のテキストを配布しており、このDVDを視聴、テキストを利用して研修していただくことで、各研修の実施要件を満たすことができます。皆様の自己学習にお役立てください。なお、各組織に配布したテキストは追加購入の取り次ぎも行っておりますので、ご希望の方は市町村を通じて協議会までお問合せください。

■機械の安全使用に関する研修

< DVD > [みんなで草刈り編] 多面的機能支払支援シリーズ No.1

< テキスト > [草刈り必携マニュアル] 多面的機能支払 活動実践マニュアル 4

■機能診断・補修技術等に関する研修について

< DVD > [機能診断と補修編] 多面的機能支払支援シリーズ No.2

< テキスト > [水路の簡易補修マニュアル] 多面的機能支払 活動実践マニュアル 5

< テキスト > [農業用施設の点検・機能診断と補修] 多面的機能支払 活動実践マニュアル 6





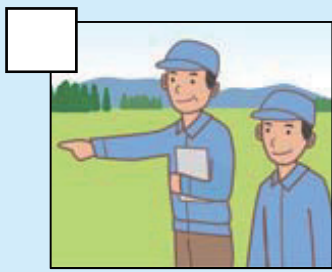
高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

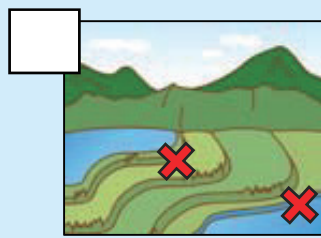
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



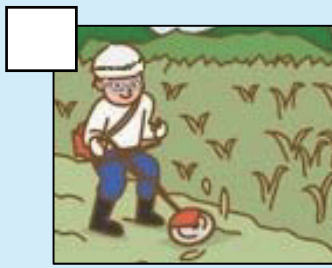
活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



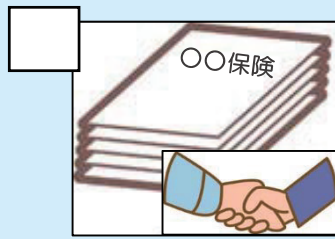
危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



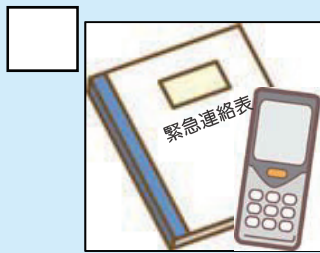
参加者の年齢、作業の熟練
度等を考慮して作業計画(分
担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作
方法を習得しましたか。

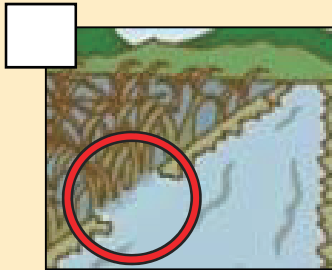


参加者は全員保険に入り
ましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明
をしましたか。

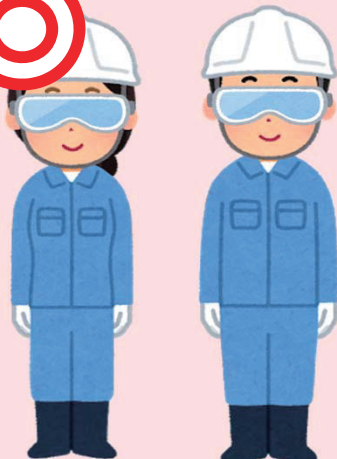


機具等を用いる場合、点検
は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯
はしましたか。

<作業中の服装チェック>



- ヘルメットは被りましたか？
- 長袖、長ズボンは着用しましたか？
- 手袋、長靴等は着用しましたか？
- 防護メガネは着用しましたか？

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌等で草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対応方法を事前に確認しましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・作業を中断する際や移動する際には、エンジンを切って刃の回転が止まってからにしましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。

5. 作業間隔の確保

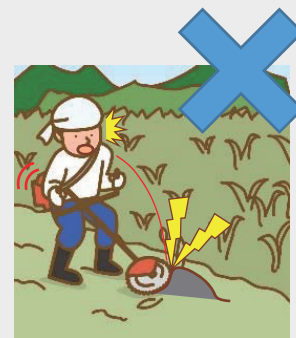
- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。

7. 草刈業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



活動前日までに、現地の下見、打合せ、 緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

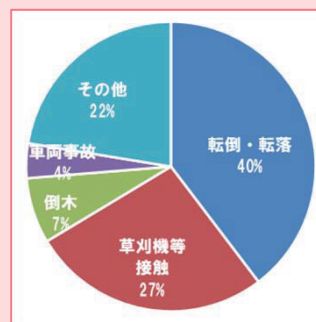
活動に当たっては、参加者一人一人が事故 防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。

■ 事故の傾向（平成24年度～令和元年度の発生状況）

平成24年度から令和元年度に232件の事故が農林水産省に報告されています。発生原因では、転倒・転落（40%）及び草刈機等の接触（29%）で過半数を占めています。

また、樹木の伐採を行う場合や重機を用いる場合は、重大な事故につながる恐れがありますので、特に注意が必要です。



事故原因の内訳 (%)

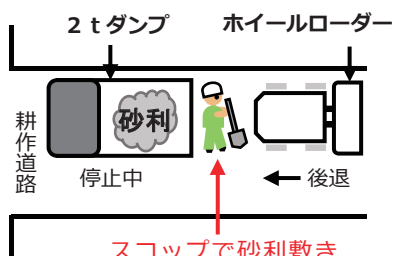
活動中の事故は、草刈りや雑木伐採時、車両等機械操作中に多く発生しています

■ 事故の例



（雑木の伐採）

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：雑木の伐採・除去作業
- ・事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、作業面反対側への切り込みを行わなかったために雑木が地上2m付近で破断し、頭部を直撃したものと推定。
- ・被災状況：重体の後、死亡
- ・発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法（作業面反対側への切り込み）の周知不足。



（路面の維持）

- ・活動項目：農道-施設の適正管理
- ・作業内容：路面の維持（砂利敷き作業）
- ・事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2tダンプトラックとの間に挟まれた。
- ・被災状況：死亡（内臓損傷）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内での安全管理に係る取り決めの周知不足。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

◎お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

※本交付金は農林水産省の補助事業です。

領収書の形式及び交付金の支出について

■領収書の形式について

領収書を取得する際は、次の内容に気を付けていただくと、市町村等の検査において円滑に確認できます。

- ①購入した物品の内容を明確にする（レシートのみも可能）
- ②宛名や但し書きの記入漏れに注意する
- ③手書きの領収書等の場合、但し書きに購入した物品だけではなく数量も記載する
もしくは、お店から明細が記載されたレシートを受け取る

※レシートが長い場合でも切り取らずに、折る等して保管します

望ましい領収書例 その1 <領収書と内訳が一体となるタイプ>

領収書	2021年10月1日	軽 ¥5,000 軽 ¥1,500 軽 ¥20
下奈良の環境を守る会 様		
¥6,520-		
但 弁当代 として 上記正に領収いたしました		
消費税	¥483-	岐阜県岐阜市藪田 ×-×-× 下奈良持ち帰り弁当 藪田支店
日の丸弁当	500×10	¥5,000
藪田のお茶	150×10	¥1,500
有料レジ袋	5×4	¥20
軽は軽減税率(8%)対象商品		
合計		¥6,520
内税	8%対象額	¥6,500
	10%対象額	¥20
内税	8%	¥481
	10%	¥2
現金		¥6,520

望ましい領収書例 その2 <手書きタイプで内訳が明確又はレシート付属>

領 収 書	
下奈良の環境を守る会 御中	発行日 2021年10月1日
下記、正に領収いたしました。	
金額： ¥6,520	
但 弁当10個、お茶10本、レジ袋	
内 下奈良持ち帰り弁当 藪田支店	
消費税等 ¥483	岐阜県岐阜市藪田 ×-×-×

下奈良持ち帰り弁当 藪田支店
岐阜県岐阜市藪田 ×-×-×
電話：058-×××-××××

2021年10月1日(金) 12:00
日の丸弁当 500×10 ¥5,000 軽
藪田のお茶 150×10 ¥1,500 軽
有料レジ袋 5×4 ¥20

軽は軽減税率(8%)対象商品

合計		¥6,520
内税	8%対象額	¥6,500
	10%対象額	¥20
内税	8%	¥481
	10%	¥2
現金		¥6,520

■交付金の支出について

- ①個人の物品と組織の物品は領収書を分けて購入する
(一緒に購入して、誤って交付金から支出している事例がありました)
- ②高額な支出は各市町村の基準に基づき見積書を取得する
- ③金銭出納は1人で行わず、複数人で必ず確認する

お知らせ

新型コロナ対策に伴う活動の延期による繰越金について

新型コロナウイルス対策を理由として、次年度以降に活動を延期したことによる交付金の持ち越しが可能です。なお、通常の持ち越しと同様に必要額のみ持ち越しとなり、不用額は返還が必要です。また、新型コロナウイルス対策を理由として予定した活動ができなかった場合についても、返還免除の対応となる予定です。

事務支援ソフト体験用 PC の貸し出しについて

組織の皆様にご事務支援ソフトを体験していただくため、協議会に体験用の PC をご用意いたしました。1 台にソフトが 2 種類入っておりますので、ご希望に合わせてお試しいただくことができます。体験ご希望の組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、協議会として特定のソフトを推奨するものではありません。

体験可能なソフト一覧

- ① STAFile Report IV
- ② 楽ちん多面

協議会における新型コロナ対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、今年度の研修会は大変残念ではありますが、原則全て中止いたしました。実地研修の代わりとして、協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。また、Web 会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えました。

ご希望の組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

あとがき

コロナ禍での Web 会議にようやく慣れてきました。これからも様々な技術を取り入れつつ、新しいことに挑戦していきたいと思っております。

編集担当



岐阜県の農地・水・環境保全だより 第 33 号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒 500-8385 岐阜市下奈良 2 丁目 13 番 1 号 (岐阜県土地改良事業団体連合会内)

Tel 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索